

証券コード 3670
平成28年5月10日

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目9番10号
協立情報通信株式会社
代表取締役社長 佐々木 茂則

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年5月25日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年5月26日（木曜日） 午前10時30分（受付開始時間 午前10時00分）
※開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテル アジュール竹芝 14階 「天平の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
第51期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
（1）書面投票で、重複して議決権が行使されるときは、最後に当社に到達したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
（2）株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主1名に委任することができます。この場合、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

◎なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上のウェブサイト(<http://www.kccnet.co.jp/>)に掲載させていただきます。

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on the right side, suggesting it's resting on a surface.

(添付書類)

第51期 事業報告

(平成27年 3 月 1 日から)
(平成28年 2 月29日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、一部に弱さも見られましたが、政府の経済・金融政策を背景に緩やかな回復が続きました。設備投資については、企業収益が改善するなか、総じて持ち直しの動きがみられました。また、輸入物価の上昇などにより回復の鈍さがみられた個人消費も、雇用・所得環境の継続的な改善のもと、平成26年の消費税増税の影響が一巡したことにより、底堅く推移しました。

当社の事業領域でありますＩＣＴ（情報通信技術）関連業界におきましては、マイナンバー制度の開始を機に、企業における情報セキュリティの強化や人事・労務システムの改修などの動きが活発化しました。

こうしたなか、当社は、中堅・中小企業の情報化及び企業価値創造をサポートする「経営情報ソリューションサービス（*）」の提供に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高6,181,609千円（前期比7.2%増）、営業利益337,957千円（同25.6%増）、経常利益345,092千円（同27.0%増）、当期純利益195,172千円（同10.3%減）となりました。

（*）「経営情報ソリューションサービス」とは、「情報インフラ」、「情報コンテンツ」、「情報プラクティカル（情報活用）」の3つの分野を統合した当社のワンストップサービスの体系であり、情報インフラの構築から情報コンテンツの提供、具体的な情報活用方法に関する教育までに至ります。

<経営情報ソリューションサービス>

情報インフラ分野	情報通信システムソリューション、情報活用レンタルソリューション 等
情報コンテンツ分野	会計情報ソリューション、クラウドソリューション、情報コンテンツソリューション 等
情報プラクティカル分野	情報活用アドバイス、情報ＩＣＴ化コンサルティング 等

事業別の主な事業内容及び概況は次のとおりです。

① ソリューション事業

【主な事業内容】

「情報創造コミュニティ（*）」を営業活動の中核とした、ＩＣＴソリューションの設計・構築・導入・保守・運用サポート・コンサルティング、情報通信機器のレンタル及び教育サービス

イ. 会計情報ソリューション事業：基幹業務ソフトの販売・導入・保守・運用サポート

ロ. 情報通信システム事業：情報・通信インフラの設計・構築・保守・運用サポート及びモバイルソリューションの提供

ハ. 教育事業：情報活用能力育成サービスの提供

(*)「情報創造コミュニティ」とは、「情報をつくる、未来をひらく」をコンセプトに、当社の「経営情報ソリューションサービス」を顧客に実体験いただく場であるとともに、顧客やパートナー企業と新たな情報活用ソリューションを共創する施設です。また、顧客における従業員の情報活用能力の開発支援を目的として、パートナー企業と共同展開した5つのソリューションスクールを併設しております。

【概況】

ソリューション事業におきましては、マイナンバー制度対応を契機とした人事・給与システムのバージョンアップ・機能追加や情報インフラの見直し案件、メーカー保守対応期限切れ等に伴うP B X（構内交換機）のリプレース案件の増加により、堅調に推移いたしました。

また、マイナンバー制度をはじめとした人事労務関連の法改正対応セミナーやOffice365等のクラウドサービス活用事例セミナー等の開催を通じ、新規顧客の開拓を進めてまいりました。

この結果、ソリューション事業では、売上高2,033,524千円（前期比20.4%増）、営業利益319,025千円（同94.2%増）となりました。

② モバイル事業

【主な事業内容】

スマートフォン・タブレット等の販売、料金プランのコンサルティング、故障受付等のアフターサービスの提供

イ. 法人サービス事業：法人向けモバイルソリューションの提供

ロ. 店舗事業：ドコモショップの運営（東京都内2店舗、埼玉県内4店舗）

【概況】

モバイル事業におきましては、法人向けの営業体制を強化するとともに、店頭においては携帯電話とタブレットの「2台持ち」提案、利益率の高いSDカード等の副商材の販売に注力してまいりました。しかしながら、平成27年5月にSIMロック（*1）解除が義務化されたことによりMVNO（*2）市場が急成長したほか、代理店手数料体系の改定による手数料収入の減少やドコモショップ来店者数の伸び悩み等により、厳しい状況が続きました。

こうしたなか、当社では一部のドコモショップ店内においてドコモマイショップ会員様向けの「マイショップラウンジ」を開設し、スマートフォンやタブレットの最新機種体験や操作案内、各種サービスの案内、ドリンクサービスを行うなど、来店者数の増加と顧客の囲い込みに向けた様々な施策に取り組んでまいりました。

また、平成27年1月に行ったドコモショップ八丁堀店の日本橋茅場町への移転の影響により減価償却費が増加したほか、ドコモショップ三郷インター店の改装、広告宣伝活動の強化等に伴い、販売費及び一般管理費が増加いたしました。

この結果、モバイル事業では、売上高4,148,084千円（前期比1.7%増）、営業利益18,932千円（同81.9%減）となりました。

- (※1)「SIMロック」とは、携帯電話の契約者情報を記録したSIMカードに対応した携帯電話端末で、その端末を購入した通信事業者（キャリア）以外のSIMカードは利用できないようにかけられている制限のことです。
- (※2)「MVNO」とは、Mobile Virtual Network Operatorの略。仮想移動体通信事業者。携帯電話などの無線通信インフラを他の移動体通信事業者（MNO）から借り受け、自社ブランドで通信サービスを行う事業者のことです。

当事業年度の販売実績を事業別に示すと、次のとおりです。

【事業別売上高及び営業利益】

(単位：千円)

		前事業年度		当事業年度		前 期 比	
		金 額	構成比	金 額	構成比	増減金額	増減率
ソリューション事業	売上高	1,688,389	29.3%	2,033,524	32.9%	345,134	20.4%
	営業利益	164,244	61.0%	319,025	94.4%	154,780	94.2%
モバイル事業	売上高	4,079,613	70.7%	4,148,084	67.1%	68,471	1.7%
	営業利益	104,857	39.0%	18,932	5.6%	△85,925	△81.9%
合 計	売上高	5,768,003	100.0%	6,181,609	100.0%	413,605	7.2%
	営業利益	269,102	100.0%	337,957	100.0%	68,855	25.6%

(2) 設備投資等の状況

当社の当事業年度における設備投資等の金額は53,930千円となりました。
事業別の設備投資について示すと、次のとおりです。

① ソリューション事業

当事業年度の設備投資等は、レンタル用機器に23,209千円、情報創造コミュニティーの改装に1,787千円、その他の設備に1,472千円の投資を行っております。

② モバイル事業

当事業年度の設備投資等は、ドコモショップ三郷インター店の改装等に15,918千円、その他の店舗設備等に2,714千円の投資を行っております。

③ 全社共通

当事業年度の設備投資等は、社員寮の購入に7,330千円、その他の設備に1,498千円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社は、外部環境の変化と足元の業績動向を考慮した結果、平成25年度から実施していた4カ年の中期経営計画を見直し、今後の成長に向けて「新・中期経営計画（平成28年度－平成31年度）」を策定しました。

各年度のテーマと取組み・目標は、次のとおりです。

年度	テーマ	取組み・目標
平成28年度	選択と集中	・地域、商材、対象企業規模の絞込み ・体制・制度の整備と利益率改善
平成29年度	挑戦	・ソリューションの融合、新商材、新ビジネスへの取組みを本格化 ・販売パートナーの開拓
平成30年度	拡大	・新規事業を含む戦略的な事業施策の推進 ・売上構成比 法人系50%、コンシューマー（店舗）系50%
平成31年度	達成	・売上構成比 ソリューション事業40%以上、モバイル事業60%以下 ・営業利益率 ソリューション事業15%以上、モバイル事業6%以上

当社は、新たな中期経営目標達成のため、次の事項に取り組んでまいります。

① 物販からソリューション提案への比重のシフト

企業ではサーバー仮想化やクラウドサービスの利用が進み、ハードウェアやソフトウェアの販売だけで利益を上げることは困難な時代となっています。当社では、引き続き「経営情報ソリューションサービス」の提供に取り組み、今後さらに、教育サービスなど付加価値の高いサービスと製品とを組み合わせた提案力の強化や、複数のソリューションを融合した新たなソリューションの開発に注力してまいります。

② モバイル事業の利益率改善

移动通信業界においては、総務省の要請により主要3キャリアが揃ってスマートフォンのライトユーザー向け低額プランを導入したほか、MVNO市場の急成長により、販売競争が激化しております。こうしたなか、当社が二次代理店を務める株式会社NTTドコモでは、「顧客獲得競争」から「付加価値協創」の時代に向け、スマートライフ領域において新サービス・商品の開発を進めております。当社は、こうした多様なサービス展開に迅速に対応するため、店舗スタッフの教育を徹底し、モバイル事業の利益率の改善を図ってまいります。

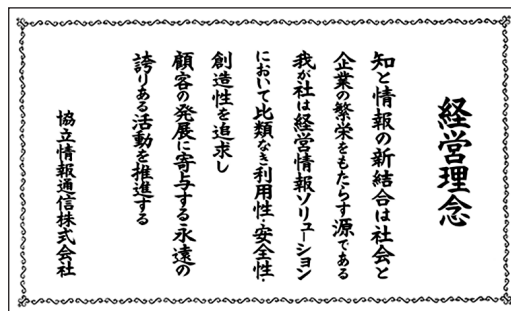
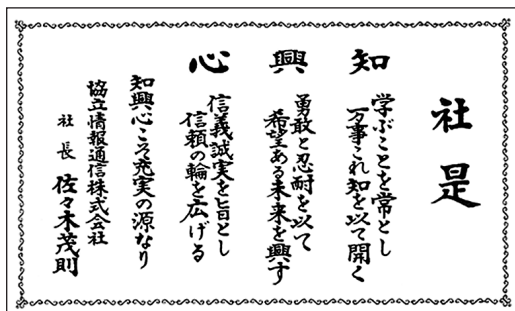
③ 人材の採用・育成

当社では、経営方針を正しく理解し、主体的に行動できる自律型人材の確保が重要な課題と認識しております。今後も、幅広い人材の採用とプロフェッショナルな人材の育成に取り組んでまいります。さらに、自己啓発と自己研鑽を促進する制度や環境の整備に努め、従業員一人ひとりが自ら「知（誠実さ・新しさ）」を習得し、顧客の期待に応え続けてまいります。

④ 情報化の推進

当社では、中期経営目標の達成のためには、目標と情報の共有、活動の情報化、効果の見える化が重要と考えております。経営理念と「情報をつくる、未来をひらく。」という当社コンセプトのとおり、情報を創造し、その情報を効果的に活用することが企業の活性化と価値創りに繋がることを自ら実践・証明し、活きたソリューションを顧客に提案できるよう社内での情報化を推進してまいります。

社是に掲げる「知・興・心」の精神のもと、役員・従業員が一丸となってこうした課題に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

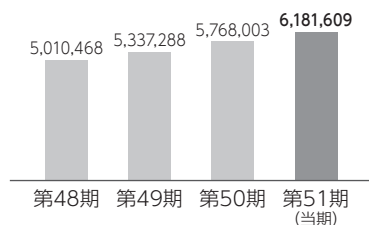


(5) 財産及び損益の状況

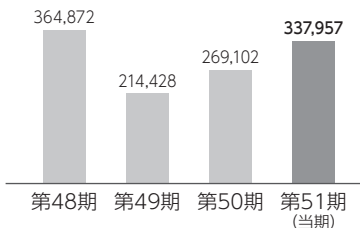
区分	第48期 平成25年2月期	第49期 平成26年2月期	第50期 平成27年2月期	第51期 平成28年2月期 (当事業年度)
売上高 (千円)	5,010,468	5,337,288	5,768,003	6,181,609
営業利益 (千円)	364,872	214,428	269,102	337,957
経常利益 (千円)	359,060	215,081	271,710	345,092
当期純利益 (千円)	211,316	128,967	217,584	195,172
1株当たり当期純利益 (円)	212.56	108.15	182.42	163.21
総資産 (千円)	2,224,729	2,286,304	2,510,414	2,420,496
純資産 (千円)	826,622	896,032	1,059,166	1,189,649
1株当たり純資産額 (円)	693.18	751.39	886.03	994.39

(注) 当社は、平成24年9月27日付で1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第48期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

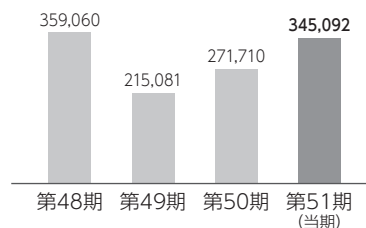
売上高 (千円)



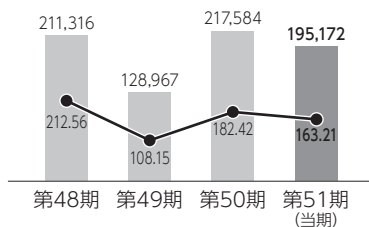
営業利益 (千円)



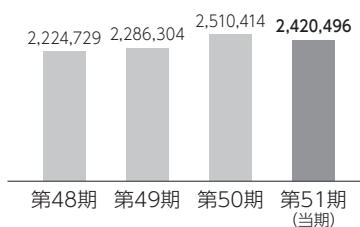
経常利益 (千円)



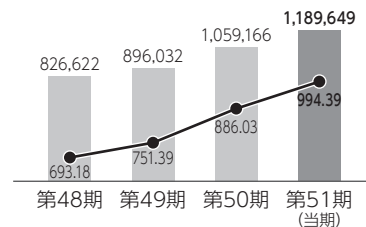
当期純利益 (千円) 1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (千円)



純資産 (千円) 1株当たり純資産額 (円)



- (6) 重要な親会社及び子会社の状況
親会社及び子会社はございません。

- (7) 主要な営業所及び使用人の状況
① 主要な支店及び営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区浜松町一丁目9番10号
新 宿 営 業 所	東京都渋谷区代々木二丁目7番7号
神 奈 川 支 店	神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番1号
ドコモショップ茅場町店	東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番3号
ドコモショップ三郷店	埼玉県三郷市幸房131番地1

- ② 使用人の状況

区 分	使用人数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男 性	151	37.0	10.8
女 性	77	31.9	7.2
合 計	228 (前事業年度末比4名減)	35.3	9.6

(注) 上記のほか、臨時雇用者数（契約、派遣、パートタイマー等）の人数は46名です。

- (8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金
株式会社商工組合中央金庫	60,254千円

- (9) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,196,366株（自己株式7,534株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 860名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 茂 株 式 会 社	370,488株	31.0%
佐 々 木 茂 則	362,773株	30.3%
株 式 会 社 S B I 証 券	44,200株	3.7%
佐 々 木 綾 子	32,109株	2.7%
石 井 靖 二 郎	20,300株	1.7%
土 屋 宣 夫	11,100株	0.9%
久 野 武 男	9,900株	0.8%
織 田 敏 昭	9,800株	0.8%
大 久 保 英 樹	9,200株	0.8%
佐 々 木 そ の み	7,830株	0.7%

（注）持株比率は自己株式7,534株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第1回新株予約権
発行決議の日	平成24年9月27日
新株予約権の数	15個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	—
当社監査役	—
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,500円
新株予約権の行使期間	平成26年9月28日～平成34年9月27日
新株予約権の主な行使条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権者の行使は認めない。但し、当社取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者は、その割り当てられた新株予約権個数のうち、その一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権1個を分割して行使することはできない。
- ④ 当社が発行する株式に係る株券が日本国内の金融商品取引所において上場されるまでは、新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ その他の条件については、当社の株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要 該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐々木 茂 則	
取締役副社長	久 野 武 男	執行役員 ドコモ事業部長
常務取締役	長谷川 浩	管理部門管掌、執行役員 管理部長
取締役	石 崎 典 夫	ソリューション事業管掌、執行役員 情報通信システム事業部長
常勤監査役(社外)	中 林 博	
監査役	井 上 幸 男	
監査役(社外)	土 家 瑞 生	

- (注) 1. 監査役中林博及び土家瑞生の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役中林博氏は、これまでの職歴として取締役・常勤監査役を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するとともに、監査に関する幅広い知見を有しております。
3. 監査役井上幸男氏は、これまでの職歴として金融機関支店長並びに本店検査役及び部長を歴任しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するとともに、監査に関する幅広い知見を有しております。
4. 監査役土家瑞生氏は、これまで都市銀行、シンクタンクでの取締役、前職での監査役業務の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見を有するとともに、監査に関する幅広い知見を有しております。
5. 監査役中林博氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	4人	39,992千円	
監査役 (うち社外監査役)	3人 (2人)	13,800千円 (10,200千円)	
計	7人	53,792千円	

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は4名、監査役は3名であります。
2. 上記報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針の内容及び決定方法
① 取締役の報酬について
取締役の報酬につきましては、役付、会社業績、前事業年度の業務執行及び当事業年度の役割期待等を勘案し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、「取締役報酬等決定基準」に基づき、取締役会で決定しております。
② 監査役の報酬について
監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
4. 役員の報酬限度額は、平成23年5月27日開催の第46期定時株主総会で取締役が年額100,000千円、監査役が年額20,000千円と決まっております。
5. 上記の報酬等の額には、取締役1名に対する当事業年度に係る役員賞与1,750千円が含まれております。
6. 上記報酬等の他に、平成27年5月28日に開催した第50期定時株主総会の決議通りに、平成26年2月28日付で辞任した取締役1名に対し役員退職慰労金15,000千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
常勤監査役	中林 博	常勤監査役として、監査役会の中心を担っております。当事業年度開催の取締役会15回、監査役会27回のすべてに出席。主に、長年にわたり取締役及び監査役として企業経営に携わってきた経験を活かし、当社の業務運営の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	土家 瑞生	当事業年度開催の取締役会15回、監査役会27回のすべてに出席。主に、長年にわたり取締役及び監査役として企業経営に携わってきた経験を活かし、当社の業務運営の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額 24,000千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分出来ないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会決議により会計監査人の解任又は不再任を会議の目的とする株主総会の招集を取締役に請求し、取締役会はこの請求に基づいて会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることにいたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合又は会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、当社を担当する監査チームがこれに関与していると認められた場合等は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を不再任といたします。これらの場合、監査役会が選定した監査役が、解任又は不再任の決定後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任又は不再任とした旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための方針

当社は、平成28年2月24日開催の取締役会で、以下の通り、内部統制システムの基本方針を改定する決議をいたしました。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、不断の見直しによって改善を図り、より実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう「企業倫理綱領」、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定める。
- ② コンプライアンスとリスク管理を総合的に推進するために「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、管理部門管掌取締役をコンプライアンス総括責任者として、コンプライアンスを推進する。
- ③ 取締役及び使用人からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」で企業活動全般に係る個々のリスクの識別・分類・分析・評価・対応を行う。
- ② 「リスク・コンプライアンス委員会」は、会社の事業に関する重大なリスクを認識したとき、または、重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに取締役全員で組織する「内部統制委員会」にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、「経営危機対策本部」を設置し、社長を本部長として必要な対策を講じる。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき、経営に関する重要事項についての決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
- ② 取締役会で決定された年間予算の進捗状況については、取締役会で監督するほか、原則として毎月1回開催する「経営会議」で報告を受け、要因分析と改善策の検討を行う。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に、その執行者や手続について詳細に定める。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録及び稟議書等の取締役の職務執行に係る文書並びにその他重要な記録・情報は、「内部情報管理規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規定に従い適切に保存・管理する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、使用人を当該使用人として指名する。
 - ② 監査役が指定する補助すべき業務については、当該使用人への指揮命令権は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - ③ 当該使用人の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び内部統制の状況、重要な委員会の活動等について報告を行う。
 - ② 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう「公益通報者保護規程」に準じて、当該報告者を保護する。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、同規程の定めに基づき、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を取る。
 - ③ 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監査役の閲覧に供する。
 - ④ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席できる。
 - ⑤ 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について、あらかじめ年度末に次期予算を提出する。但し、緊急または臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができる。
 - ② 会社は、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒まない。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 代表取締役を最高責任者とした財務報告に係る内部統制システムを構築・運用し、金融商品取引法その他法令に基づき、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価・維持・改善を行う。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 「企業倫理綱領」及び「企業行動規範」に従い、反社会的勢力とは一切の関係を持たない。
- ② 新規取引を開始する場合、反社会的勢力に関する担当部署である総務グループで反社会的勢力との関与の有無を十分に調査し、調査の結果、反社会的勢力との関与が認められた場合、または関与の可能性があると判断された場合は、取引を開始しない。
- ③ 反社会的勢力から接触があった場合は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」に従い、管理部門管掌取締役を総括責任者、管理部総務グループ長を対応責任者とし、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に毅然と対応する。

7. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 内部統制全般

不断の見直しにより改善を図るという基本姿勢に基づき、平成28年2月24日開催の取締役会で、内部統制システムの基本方針を改定する決議をいたしました。そのほか、必要に応じた社内規程の新設・改定を行いました。

(2) コンプライアンス

内部通報制度の実効性を高めるために、管理部長、監査役及び顧問弁護士を通報窓口とするとともに、女性専用の相談ホットラインを設置し、社内にポスターを掲示するなど、コンプライアンス意識の向上と内部通報制度の周知に努めました。

(3) リスク管理

リスク・コンプライアンス委員会を6回開催し、法令の改正情報や社内規程の改定内容を共有するほか、社内におけるリスク発生状況を報告するとともに、その対策を検討し、所要の対応策を実施しました。また、緊急時の社内連絡網の有効性確認テストを実施し、課題の洗い出しと解決策の検討を行いました。

(4) 取締役の業務執行

取締役会を15回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。取締役会では、意見交換や質疑応答も行われ、その要旨を議事の結果とともに議事録に記録しております。また、経営会議を12回開催し、取締役会で決議された年間予算の進捗状況について報告し、必要に応じて対策を実施しました。

(5) 監査役監査

監査役会を27回開催し、監査方針や監査計画の協議・決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、すべての取締役会、経営会議及び内部監査の講評会に出席し、監査役として意見を述べるほか、代表取締役や他の役職者との個別面談を8回実施し、意見交換を行いました。

(本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入として表示しております。なお、掲載されているグラフ・画像は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。)

貸 借 対 照 表

平成28年2月29日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,466,404	流動負債	767,213
現金及び預金	612,660	買掛金	348,169
受取手形	7,425	1年内返済予定の長期借入金	9,372
売掛金	474,704	1年内償還予定の社債	40,000
リース投資資産	74,730	リース債務	29,202
商品	131,253	未払金	69,164
仕掛品	57,494	未払費用	44,698
原材料及び貯蔵品	9,281	未払法人税等	52,990
前払費用	27,484	未払消費税等	40,729
繰延税金資産	33,794	前受金	779
未収入金	35,862	預り金	45,245
その他	2,188	前受収益	14,898
貸倒引当金	△474	賞与引当金	71,800
固定資産	954,091	その他	162
有形固定資産	624,809	固定負債	463,633
建物	263,494	社債	70,000
構築物	15,610	長期借入金	50,882
工具、器具及び備品	59,871	リース債務	46,086
土地	285,833	退職給付引当金	224,203
無形固定資産	5,193	資産除去債務	43,175
ソフトウェア	2,744	その他	29,285
その他	2,448	負債合計	1,230,846
投資その他の資産	324,088	科 目	金 額
投資有価証券	3,007	(純資産の部)	
出資金	610	株主資本	1,189,154
破産更生債権等	753	資本金	202,925
長期前払費用	3,388	資本剰余金	147,375
繰延税金資産	87,396	資本準備金	2,925
敷金及び保証金	219,867	その他資本剰余金	144,450
ゴルフ会員権	13,898	利益剰余金	843,913
貸倒引当金	△4,832	利益準備金	50,543
		その他利益剰余金	793,369
		繰越利益剰余金	793,369
		自己株式	△5,058
		評価・換算差額等	494
		その他有価証券評価差額金	494
資産合計	2,420,496	純資産合計	1,189,649
		負債・純資産合計	2,420,496

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
ソリューション売上高	2,033,524	
モバイル売上高	4,148,084	6,181,609
売上原価		
ソリューション売上原価	1,221,873	
モバイル売上原価	3,067,178	4,289,051
売上総利益		1,892,558
販売費及び一般管理費		1,554,600
営業利益		337,957
営業外収益		
受取利息	217	
受取配当金	106	
受取家賃	5,481	
その他	4,807	10,613
営業外費用		
支払利息	1,827	
社債利息	1,217	
支払手数料	41	
その他	391	3,478
経常利益		345,092
特別損失		
減損損失	23,211	23,211
税引前当期純利益		321,880
法人税、住民税及び事業税	120,164	
法人税等調整額	6,544	126,708
当期純利益		195,172

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
平成27年3月1日残高	202,175	2,175	144,450	146,625	50,000	664,487	714,487	△5,000	1,058,287
事業年度中の変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	750	750	－	750	－	－	－	－	1,500
剰余金の配当	－	－	－	－	543	△66,290	△65,747	－	△65,747
当期純利益	－	－	－	－	－	195,172	195,172	－	195,172
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△58	△58
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	750	750	－	750	543	128,881	129,425	△58	130,866
平成28年2月29日残高	202,925	2,925	144,450	147,375	50,543	793,369	843,913	△5,058	1,189,154

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年3月1日残高	878	878	1,059,166
事業年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	－	－	1,500
剰余金の配当	－	－	△65,747
当期純利益	－	－	195,172
自己株式の取得	－	－	△58
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△383	△383	△383
事業年度中の変動額合計	△383	△383	130,483
平成28年2月29日残高	494	494	1,189,649

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券…………… 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品（携帯電話本体）、仕掛品……………個別法

商品（携帯電話付属品）、原材料及び貯蔵品……………先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

(リース資産を除く) 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 5年

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

- (1) 担保に提供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金（定期預金）	40,123千円
建物	60,604千円
土地	280,257千円
投資有価証券	395千円
ゴルフ会員権	1,860千円
計	<u>383,239千円</u>

- (2) 担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	9,372千円
1年内償還予定の社債 (銀行保証付無担保社債)	40,000千円
社債(銀行保証付無担保社債)	70,000千円
長期借入金	50,882千円
計	<u>170,254千円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 325,728千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,000,000千円
借入金実行残高	—
差引額	<u>1,000,000千円</u>

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都中央区	店舗及び事務所	建物 工具、器具及び備品

当社は事業用資産については事業の区分に基づき各事業の拠点を単位としグルーピングを行い、遊休資産（売却予定資産を含む）については個々の物件単位でグルーピングを行いそれぞれ減損の判定を行っております。

その結果、当該資産は営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みのため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額23,211千円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物が19,289千円及び工具、器具及び備品3,922千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と評価しております。

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,203,900株

2. 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,534株

3. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年5月28日 定時株主総会	普通株式	65,747	55	平成27年2月28日	平成27年5月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年5月26日開催の第51期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 59,818千円

配当原資 利益剰余金

1株当たり配当額 50円

基準日 平成28年2月29日

効力発生日 平成28年5月27日

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,600株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	23,737千円
棚卸資産	1,577千円
未払事業所税	1,303千円
未払事業税	4,168千円
退職給付引当金	72,328千円
減損損失	131,428千円
ゴルフ会員権評価損	15,158千円
資産除去債務	13,928千円
その他	16,263千円
繰延税金資産 小計	279,893千円
評価性引当額	△152,579千円
繰延税金資産 合計	127,314千円

繰延税金負債

資産除去債務	5,887千円
その他有価証券評価差額金	235千円
繰延税金負債 合計	6,123千円

繰延税金資産の純額	121,191千円
-----------	-----------

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金（主として短期）及び設備投資に必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、リース投資資産及び未収入金については、顧客の信用リスクを負っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを負っております。

敷金及び保証金については、そのほとんどが事務所及び小売店の賃貸借契約にあたり差し入れた敷金及び保証金であり、差入先の信用リスクを負っております。

ゴルフ会員権については、ゴルフ会員権の取得にあたり差し入れた預託金であり、差入先の信用リスクを負っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

長期借入金及び社債については、設備投資に係る資金調達を目的としており、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクを負っております。

リース債務については、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、個別案件ごとに取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直ししております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません（(注) 2.をご参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	612,660	612,660	—
(2) 受取手形	7,425	7,425	—
(3) 売掛金	474,704	474,704	—
(4) リース投資資産	74,730	75,329	599
(5) 未収入金	35,862	35,862	—
(6) 投資有価証券	3,007	3,007	—
(7) 敷金及び保証金	186,328	186,252	△75
(8) ゴルフ会員権 貸倒引当金（※1）	13,898 △4,079		
	9,819	10,090	270
資産計	1,404,537	1,405,331	794
(1) 買掛金	348,169	348,169	—
(2) 未払金	69,164	69,164	—
(3) 未払費用	44,698	44,698	—
(4) 未払法人税等	52,990	52,990	—
(5) 未払消費税等	40,729	40,729	—
(6) 前受金	779	779	—
(7) 預り金	45,245	45,245	—
(8) 社債（※2）	110,000	110,147	147
(9) 長期借入金（※3）	60,254	61,113	859
(10) リース債務（※4）	75,289	72,475	△2,813
負債計	847,321	845,515	△1,805

（※1） ゴルフ会員権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 1年内償還予定の社債を含めて記載しております。

（※3） 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

（※4） リース債務（流動）を含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(5) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) リース投資資産

リース投資資産については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて現在価値を算定しております。

- (6) 投資有価証券

投資有価証券については、株式は取引所の価格によっております。

- (7) 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、差入先ごとに合理的に見積もった、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いて現在価値を算定しております。

- (8) ゴルフ会員権

ゴルフ会員権については、ゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含む）等の相場によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 前受金、(7) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (8) 社債

社債については、市場価格がないため、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

- (9) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

- (10) リース債務

リース債務については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	610
取引保証金	33,539

出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。また、取引保証金については、契約の解約時期の見積が困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(7) 敷金及び保証金」には含めておりません。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション及び遊休資産等を有しております。当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は889千円であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
48,244	32,396

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は主として「固定資産税価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

Ⅷ. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 994円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 163円21銭 |

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年4月6日

協立情報通信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 澤田 修一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協立情報通信株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告 謄本

第51期監査報告書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、取締役、内部監査室及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等から定期的にその構築及び運用の状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求め、監査意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。更に、その運用については着実な改善が図られていると認めます。今後更なる改善努力を期待し、引き続き監視及び検証を実施して参ります。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了ですが、本監査報告書作成時点の状況において重要な不備は認識していないとの報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月11日

協立情報通信株式会社 監査役会

社外常勤監査役	中 林 博	㊞
監査役	井 上 幸 男	㊞
社外監査役	土 家 瑞 生	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主様への利益還元を第一として、配当原資確保のため収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を年1回（期末）行うことを基本方針としております。配当水準につきましては、配当性向30～40％程度を目途に業績に連動させ適正な配当をしていくとともに、万一業績が悪化したとしても一定の水準を維持していきたいと考えております。

こうした基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開を勘案し、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金50円 総額59,818,300円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第29条（取締役の責任免除）及び第37条（監査役の責任免除）を規定しております。

今般、会社法第427条の改正により責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条及び第37条の規定を改定するとともに、今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）を変更するほか、所要の改定を行うものであります。

なお、定款第29条の変更にしましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) から (8) (記載省略)	(1) から (8) (現行どおり)
(新設) (新設)	(9) 電気通信事業 <u>(10) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務</u>
(9) 前各号に附帯する一切の業務	(11) 前各号に附帯する一切の業務
第3条～第28条 (条文の記載省略)	第3条～第28条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。	第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第30条～第36条 (条文の記載省略)	第30条～第36条 (現行どおり)
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。	第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、企業価値の向上を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役5名（うち1名は社外取締役）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	さ さ き しげ のり 佐々木 茂 則 (昭和10年1月20日生) 再任	昭和39年 6 月 協立電設を創業 昭和40年 6 月 協立電設株式会社（現 当社）を設立 当社 代表取締役社長（現） 昭和43年 3 月 佐々木総業株式会社（現 日茂株式会社）を 設立 代表取締役（現） (重要な兼職の状況) なし	362,773株
2	く の たけ お 久 野 武 男 (昭和25年12月20日生) 再任	昭和44年 4 月 当社 入社 昭和62年 5 月 当社 取締役 情報処理OA営業部長 平成13年 5 月 当社 専務取締役 総合企画室長 平成24年 3 月 当社 常務取締役 ドコモ事業部長 平成25年 5 月 当社 取締役副社長 ドコモ事業部長 平成27年 3 月 当社 取締役副社長 執行役員 ドコモ事業部長 (現) (重要な兼職の状況) なし	9,900株
3	は せ がわ ひろし 長谷川 浩 (昭和32年3月4日生) 再任	平成22年 4 月 当社 入社 関連業務部長 平成24年 4 月 当社 取締役 関連業務部長 平成25年 5 月 当社 常務取締役 管理部長 平成27年 3 月 当社 常務取締役 執行役員 管理部長（現） (重要な兼職の状況) なし	1,000株
4	いし ざき ふみ お 石 崎 典 夫 (昭和30年3月3日生) 再任	昭和54年 4 月 当社 入社 平成22年 5 月 当社 取締役 情報通信システム事業部長 平成27年 3 月 当社 取締役 執行役員 情報通信システム事業 部長（現） (重要な兼職の状況) なし	1,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
5	え ぐち なつ お 江 口 夏 郎 (昭和40年5月2日生) 新任 独立	平成3年4月 農林水産省 入省 平成9年4月 株式会社グロービス 執行役員 平成13年9月 株式会社ライトワークス 取締役 平成14年6月 同社 代表取締役 (現) (重要な兼職の状況) 株式会社ライトワークス 代表取締役 法政大学 客員教授 国立香川大学 非常勤講師	—

- (注) 1. 佐々木茂則氏は、当社の会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。なお、同氏は当社の親会社等の子会社等である日茂株式会社の代表取締役であります。
2. 久野武男氏は、佐々木茂則氏の義弟であります。
3. 長谷川浩氏及び石崎典夫氏の現在の「担当」につきましては、事業報告における「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」(12ページ)に記載のとおりです。
4. 江口夏郎氏は、当社の取引先である株式会社ライトワークスの代表取締役を兼務しており、当社は同社が提供するeラーニング教材及び研修テキストを使用した教育サービスを顧客に提供しております。なお、他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 江口夏郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
6. 江口夏郎氏を社外取締役候補者として選任した理由は、企業経営における豊富な経験と特に人材育成に関する高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から、社外取締役として当社の事業運営に対し助言していただくことを期待しているためであります。
7. 江口夏郎氏が取締役に選任された場合、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定です。
8. 江口夏郎氏が代表取締役に就任している株式会社ライトワークスとの取引金額は僅少（両社の売上高に占める割合はともに1%未満）であり、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、同氏が取締役に選任された場合、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	やま だ のぶ ひこ 山 田 信 彦 (昭和21年7月16日生) 新任	平成9年9月 当社 入社 平成11年5月 当社 取締役 総務部長 平成13年4月 当社 取締役 経理部長 平成18年4月 当社 常務取締役 管理本部長 平成22年5月 当社 専務取締役 管理本部長 平成25年5月 当社 専務取締役 関連業務部長 平成26年1月 当社 専務取締役 経営・業務全般管掌 平成26年3月 当社 顧問（現） （重要な兼職の状況） なし	1,500株
2	かん なり あつし 神 成 敦 (昭和33年7月24日生) 新任 独立	昭和59年4月 飯野海運株式会社 入社 経理部資金課 昭和62年7月 株式会社小松製作所 入社 財務部国際財務課 平成3年1月 大東京火災海上保険株式会社 入社 財務企画部 国際投資課 平成13年4月 あいおい損害保険株式会社 財務統括部 平成19年4月 同社 投資運用部長 平成20年4月 同社 証券運用部長 平成21年4月 トヨタアセットマネジメント株式会社 出向 執行役員トレーディング部長 平成22年6月 同社 常勤監査役 平成24年7月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 業務監査部本社監査第二グループ 担当部長 平成25年10月 MS&AD インシュアランスグループホールデ イングス株式会社 監査部 部長 平成28年3月 当社 顧問（現） （重要な兼職の状況） アフィリエイテッドファイナンシャルプランナー（AFP）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	茂呂 眞 (昭和36年 3月 4日生) 新任 独立	昭和58年 4月 東武鉄道株式会社 入社 昭和60年 9月 第二電電株式会社 (現 KDDI 株式会社) 入社 平成 9 年 4月 トランス・コスモス株式会社 入社 平成10年 6月 同社 取締役 社長室長 平成12年 4月 同社 取締役 社長室長 兼 人事部長 平成15年10月 株式会社ナガセ 入社 情報システム部長 平成17年 7月 同社 執行役員 情報システム部長 平成21年 9月 同社 上級執行役員 こども英語塾本部長 兼 情報システム部長 平成26年 3月 ジグソー株式会社 社外監査役 平成26年10月 株式会社メディアシーク 社外監査役 (現) 平成28年 3月 ジグソー株式会社 社外取締役 監査等委員 (現) (重要な兼職の状況) なし	—

- (注) 1. 山田信彦氏と神成敦氏は、過去2年の間に当社顧問としての報酬を受けておりますが、両氏が監査役に選任された場合、当該顧問契約は解消する予定です。なお、茂呂 眞氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神成敦氏及び茂呂眞氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
3. 神成敦氏及び茂呂眞氏を社外監査役候補者として選任した理由は、次のとおりであります。
- (1) 神成敦氏につきましては、金融関連事業会社における常勤監査役の経験を有し、監査業務に関する幅広い見識と、AFPとしての財務・会計に関する相当程度の知見を以って、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役候補者いたしました。
- (2) 茂呂眞氏につきましては、システム関連の幅広い経験と知識を持ち、上場会社において戦略的投資や事業開発に従事した経験から、企業経営に有用な意見・助言を期待でき、また、上場会社の監査役としての経験から財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、広範な視野で社外監査役としての職務を遂行していただけると判断し、社外監査役候補者いたしました。
4. 本議案が承認された場合、当社は山田信彦、神成敦及び茂呂眞の3氏の間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定です。なお、山田信彦氏との同契約の締結は、第2号議案が原案どおり可決されることが条件となります。
5. 神成敦氏及び茂呂眞氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、両氏が監査役に選任された場合、当社は、両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所：ホテル アジュール竹芝 14階「天平の間」
住 所：東京都港区海岸一丁目11番2号
電 話：03-3437-2011（代）



〔交通のご案内〕

JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より徒歩7分。

羽田空港から東京モノレール利用で浜松町駅まで23分。

都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅〈B2出口〉より徒歩8分。

東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分。



この印刷物は、植物油のインキを
使って印刷しております。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。